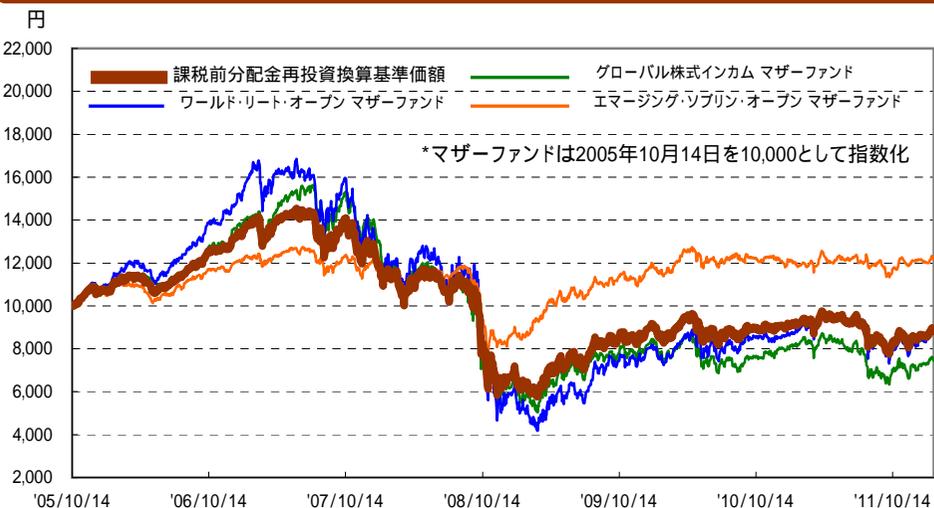


グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型) 追加型投信 / 内外 / 資産複合

設定来の基準価額推移



ファンドと組入マザーファンドの基準価額推移



*上記のグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。
 *グラフの課税前分配金再投資換算基準価額は、ファンドの投資成果をわかりやすくするために、基準価額に分配金(課税前)を全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。 資産構成のその他資産の比率は、有価証券を除く(資産(コールローン、預金等)総額から負債(未払信託報酬等)総額を控除した金額をもとに算出しています。未払信託報酬に見合う資産の一部を含めて有価証券(マザーファンドを含みます。)へ投資している場合には、資産構成の有価証券の比率は100%を超過し、その他資産の比率はマイナスとなります。

当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、後記「ファンドに係るリスクについて」を必ずご覧ください。また、巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの概要

| | | | |
|------|--------|-------|----------|
| 基準価額 | 4,476円 | 純資産総額 | 298.21億円 |
|------|--------|-------|----------|

期間別騰落率

| ファンド | 1か月 | 3か月 | 6か月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|-------------------------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| グローバル株式インカムマザーファンド | 2.7% | -1.4% | -3.9% | -8.0% | 29.2% | -25.5% |
| ワールド・リート・オープンマザーファンド | 3.8% | 0.5% | -3.5% | -0.1% | 65.5% | -12.4% |
| エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド | 0.2% | 0.4% | 1.3% | 2.5% | 41.9% | 21.7% |

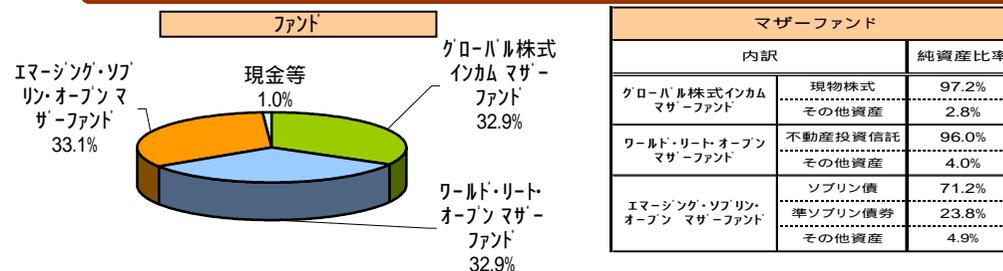
*当ファンドの期間別騰落率は、分配金(課税前)を再投資したものと計算しています。
 *期間別騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

課税前分配金の推移(1万口当たり)

| 決算期 | '06/01~'06/03 | '06/04~'06/06 | '06/07 | '06/08~'07/01 | '07/02~'07/06 | '07/07 |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 分配金 | 50円 | 60円 | 400円 | 60円 | 70円 | 1,260円 |
| 決算期 | '07/08~'08/11 | '08/12~'10/05 | '10/06~'11/01 | '11/02~'11/12 | '12/01 | 設定来累計 |
| 分配金 | 70円 | 55円 | 30円 | 20円 | 10円 | 5,280円 |

*信託約款の規定に基づき、第1期および第2期の決算時には、分配を行いませんでした。
 *収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

資産構成



<市況動向/運用経過>
 1月の世界の株式市場、リート市場、新興国債市場は、米国における主要経済指標が良好であったことや、米連邦公開市場委員会(FOMC)が低金利政策の維持を示唆したことを受けて、上昇基調をたどりました。外国為替市場では、円は米ドルに対しては上昇し、ユーロに対してはほぼ横ばいとなりました。
 1月のファンドの運用については、各マザーファンドの設定・解約を行いながら、高位の組入比率を保ちました。
 <2月の運用方針>
 2月も各マザーファンドへ純資産総額に対して3分の1程度となるよう投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「金利変動リスク」および「為替変動リスク」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

【目的】

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

【特色】

- 1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。
 - ◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート(上場不動産投資信託)*および新興国(エマージング・カントリー)の債券を主要投資対象とします。
 - ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

*【リート(上場不動産投資信託)】
複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産を所有・管理し、投資先の不動産から獲得した賃貸料収益や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みのことです。
- 2 各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
 - ◆3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
 - ◆マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

- 3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。
 - ◆毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 - ◆委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
 - ◆原則として、安定した分配を継続して行うことを目指します。
 - ◆毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

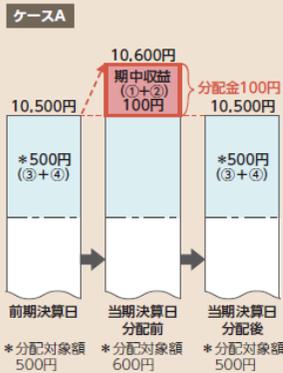
投資信託から分配金が支払われるイメージ



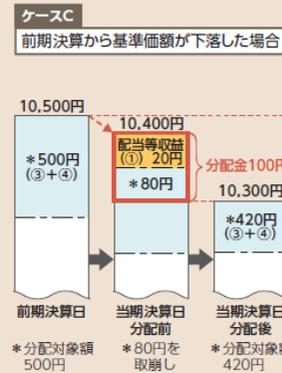
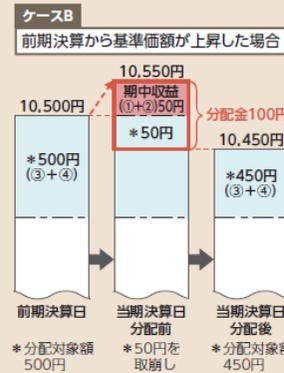
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)

期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースAの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースBの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースCの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

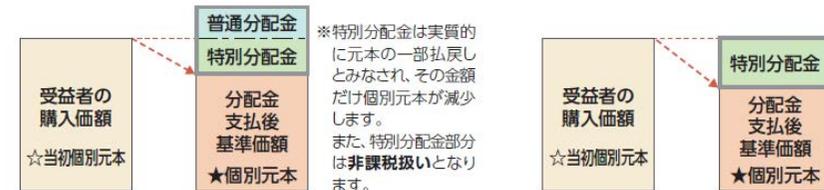
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドのしくみ：ファミリーファンド方式により運用を行います。

●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

●ワールド・リート・オープン マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ*の形態で行います。
*社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

ファンドの目的・特色

【各マザーファンドの特色】(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

「グローバル株式インカム マザーファンド」

- 1 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、1～3のような運用ができない場合があります。

- 4 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」

- 1 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2 ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、1～3のような運用ができない場合があります。

- 4 MSIM(ロンドン)*1、MSIM(米国)*2およびMSIM(シンガポール)*3に運用指図の権限を委託します。
 - *1【MSIM(ロンドン)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。
 - *2【MSIM(米国)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。
 - *3【MSIM(シンガポール)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の運用指図に関する権限を委託します。

「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」

- 1 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- 2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
 - ・新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
 - ・JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、1～3のような運用ができない場合があります。

- 4 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

投資リスク

○価格変動リスク

- ・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・リート価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リート価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

○金利変動リスク

- ・金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるので、リート価格が下落して基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リート価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- ・投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けませんが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

○為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

○信用リスク

- ・投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。
- ・一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

○カントリー・リスク

投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資規制導入等の可能性があります。
 - ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
 - ・先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

○流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 国際投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号
加入協会：(社)投資信託協会／(社)日本証券投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社
TEL 0120-759311(フリーダイヤル)
受付時間／営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>

グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

● 手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

●購入単位

(当初元本1口=1円)
 「分配金受取コース」 1万円単位または1万円以上1円単位
 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位
 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。)
 *自動けいぞく投資コースに係る収益分配金の再投資による購入については、1円単位とします。
 *販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは購入単位が異なる場合があります。
 購入受付日の翌営業日の基準価額

●購入価額

【換金時】

●換金単位

販売会社が定める単位

●換金価額

換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額
 *換金受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額とします。
 原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。

●換金代金

【申込について】

●申込不可日

ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

●換金制限

【その他】

●信託期間

無期限(平成17年10月14日設定)

●繰上償還

当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

●決算日

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)

●収益分配

毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。

販売会社との契約により再投資することも可能です。

●課税関係

課税上の取扱いは株式投資信託となります。

※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限 3.15%(税込) がかかります。(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。) |
| 信託財産留保額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.25% をかけた額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|--------------|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率1.5015%(税込) をかけた額とします。 |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0084%(税込)以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

<本資料に関してご留意頂きたい事項>

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

追加型投信/内外/資産複合

■お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 金融商品取引業者名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 社団法人日本証券投資顧問業協会 | 社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 金融商品取引業者名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 社団法人日本証券投資顧問業協会 | 社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|-----------------------|----------|------------------|-----------------|---------------|--------------------|---------------|----------|-----------------|-----------------|---------------|--------------------|
| アーク証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1号 | ○ | | | 山形證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第3号 | ○ | | |
| 安藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第1号 | ○ | | ○ | 豊証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第21号 | ○ | | ○ |
| 岩井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第335号 | ○ | | ○ | 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | | ○ |
| 宇都宮証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | | リテラ・クレア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | 株式会社岐阜銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第14号 | ○ | | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第52号 | ○ | | ○ | 株式会社西京銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第7号 | ○ | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ |
| 木村証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第6号 | ○ | | | 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号 | ○ | | ○ |
| 共和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第64号 | ○ | ○ | | 株式会社千葉興業銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号 | ○ | | ○ |
| 坂本北陸証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第5号 | ○ | | | 株式会社筑波銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第44号 | ○ | | ○ |
| 篠山証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第16号 | ○ | | | 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第3号 | ○ | | |
| 株式会社証券ジャパン | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第170号 | ○ | | | 株式会社宮崎太陽銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第10号 | ○ | | |
| 上光証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号 | ○ | | | 楽天銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第609号 | ○ | | ○ |
| 荘内証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第1号 | ○ | | | | | | | | |
| 新和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第97号 | ○ | | | | | | | | |
| スターツ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第99号 | ○ | | | | | | | | |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | | | | | |
| 東武証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第120号 | ○ | | | | | | | | |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | ○ | | | | | | |
| 新潟証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | | | | | | |
| 日産センチュリー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | ○ | | ○ | | | | | | |
| ニュース証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第138号 | ○ | | | | | | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | | | | | | |
| フィリップ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第127号 | ○ | | ○ | | | | | | |
| 松阪証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号 | ○ | | | | | | | | |
| 丸福証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号 | ○ | | | | | | | | |
| 三津井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第14号 | ○ | | | | | | | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○ | | ○ | | | | | | |
| 明和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号 | ○ | | | | | | | | |

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

<本資料に関してご留意頂きたい事項>

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。